【部員の窃盗行為書式】

令和○○年○○月○○日

AA県高等学校野球連盟

会長○○○○　様

AA県立BB高等学校

学校長　○○○○　　　　　（公印）

不祥事件報告書

1　事件の日時

　令和○○年○月○日午後４時ごろ

2　関係者氏名・学年

　関係者生徒　○○○○(１年)、○○○○（１年）、○○○○（１年）

　本件を目撃者していた生徒

 ○○○○(２年)、○○○○（２年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部　員　数 | １年生 | ２年生 | ３年生 |
| 総　　　数 | 人 | 人 | 人 |
| 寮・下宿生 |  |  |  |

*様式はA４判、横書き。*

*表題は事故報告書ではなく、不祥事件報告書としてください。*

*日本高等学校野球連盟は、事件(処分対象事実)を知った時から3か月以内に日本学生野球協会へ処分請求をしなければなりませんので、事件を把握してから都道府県高等学校野球連盟を通じて速やかに、日本高等学校野球連盟へ報告をしてください。教育委員会や警察の調査のため、文書報告に時間を要する場合は、口頭で都道府県高等学校野球連盟に報告し、調査に時間を要することを知らせてください。*

*事件関係者の氏名、学年、役職(主将、マネージャーなど)を明記してください。アルファベットなど仮名にはしないでください。ただし、当該関係者が一般生徒であって野球部員ではないときは、実名を表記しなくても構いません。*

*なお、新しい処分基準では、事件を目撃していた部員がどのような対応を取っていたかも、審議のポイントとなります。*

*例えば、行為は行っていないが、煽ったり、止めに入らなかったりした場合などは、野球部として反省すべき行為と判断する場合もあります。被害生徒や加害生徒のみならず、周囲にいた部員への聴取も行い、具体的に明記してください。*

3　事件の概要

　　試験前で練習が休みであった平成○○年○○月○日の午後４時ごろ、学校近くのコンビニエンスストアにおいて、○○○○が店内のレジ前で見張り役となり、誰もいないタイミングを見計らって他の２名が万引き行為に及んだ。盗んだものは以下の通りである。

○○○○（菓子、雑誌など3,000円相当）

○○○○（ジュース、パンなど　2,000円相当）

　　　不審に思った店主が、店内の防犯カメラを確認し、ＢＢ学校の生徒らしき者が映っており、学校に連絡があり調査をした結果、事件が発覚した。

*学校長が認定した事実を記載してください。記載については5W1Hに意識して記入してください。事件の概要はできるだけ簡潔、明瞭に記載し、学校当局が把握した経緯及び期日も明記してください。*

*問題となった行為に、当事者以外の野球部員または一般生徒が同席あるいは関与した内容があれば記載してください。*

*窃盗行為の場合、特にどの位の金額の物をどれだけ窃盗したのかを記載してください。例えば、現金、菓子・ジュース類、野球道具等。それと、犯行に及んだ際の経緯について、出来心で行ったものか、今回のケースのように見張りをつけて計画的に行ったものか等。*

4　学校当局の措置（本人、野球部及び関係者）

　○○月○○日　コンビ二エンスストアの店主から連絡を受けた教頭は○○○○部長に対し、事実関係の調査を行うよう指示した。○○○○部長は全部員に対し、調査をした結果、上記３名が名乗り出た。その後、全部員に対し、部長・監督から今回の件について報告し、今後、一切このような事件を起こさぬよう、再発防止に努める内容のミーティングを行なった。

○○○○部長はＡＡ県高等学校野球連盟に今回の事件について電話で報告を行なった。野球部としては、今回の事件を重くみて、県大会の辞退を申し出た。

　○○月○○日　生徒指導委員会を開き、関係した３名について、７日間の自宅謹慎の処置をとった。同時に部長・監督は学校長から厳重注意をした。

　○○月○○日　関係した３名は、現在は反省し、二度と窃盗行為をしないと約束している。

*・事件について警察が関与している場合は、所轄警察署を明記し、その取り扱いについて判明した内容を記載してください。*

*・所属都道府県高等学校野球連盟へ報告した期日及び方法も記載してください。*

*・処分の軽重に関係する学校における措置をできるだけ詳しく書いてください。*

*・当該校ですでに実施した懲戒処分内容も具体的に（なしの場合も）記載してください。その内容も考慮して付随的指導などを決定します。*

*・野球部に有期の処分が必要な場合は、学校当局が独自に自主的に自粛した期日を処分の開始日とすることもあるのでその期日を必ず明記してください。*

5　校長所見

　　　　　　学校生活をもう一度見直し、部活動も続けていきたいという本人たちの意思を尊重し、

　　　　　　今後も引き続き指導を続けていきます。部活動では反省期間を設け、本人たちや他の部員とも話し合い様子を見て練習に復帰させていきます。今回の事件は、野球部を支援してくださる全ての方々にご心配とご迷惑をおかけしたことになり、当該部員を含めた全員で学校から応援されて、地域からも愛されるチーム作りを目標に一からやり直していく。部員自らが自立した社会的行動が出来るよう、学業と部活動を通じてしっかりと指導をしていきます。

　　　　　　　~~本報告書を処分に関する規則第６条第１項第６号の弁明書とする。~~

学校長が、○○月○○日、○○○○（加害生徒）と面談し、本報告書の素案を示して、事実関係及び処分に至る事情について弁明を求めましたが、○○○○（加害生徒）は、本報告書記載事項に加えることはないとの回答でした。また、弁明書の提出ができることも説明しましたが、○○○○（加害生徒）は、弁明書は提出しないと回答しています。

*新しい処分基準では野球部員個人への注意・厳重注意をすることができ、野球部員への弁明の機会を与えることも求められます。指導者と同様に事件当事者には弁明の機会を与えたことを具体的に記載してください。また、弁明書の提出ができることを告げた上で、本人が弁明書の提出を希望する場合は、弁明書を添付してください。*

6　添付書類(新聞報道等の抜粋)